

平成 29 年 1 月

検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび平成 28 年 12 月 28 日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発 1228 第 1 号」にて、検体検査実施料の算定留意事項が改正され、平成 29 年 1 月 1 日より下記項目の保険適用の対象となる検査方法が追加されることとなりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

(記)

■ 検査方法が追加された項目

点数 区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考
D023 微生物核酸同定・定量検査					
8	結核菌群核酸検出	PCR-CE 法 (核酸増幅とキャピラリー電気泳動分離 による検出を組み合わせた方法)	410	微生物 150	※

※下線部が追加変更されました。

「8」の結核菌群核酸検出は、核酸増幅と液相ハイブリダイゼーション法による検出を組み合わせた方法、LCR 法による核酸増幅と EIA 法による検出を組み合わせた方法、LAMP 法又は核酸増幅とキャピラリー電気泳動分離による検出を組み合わせた方法による。

なお、結核患者の退院の可否を判断する目的で、患者の病状を踏まえ頻回に行われる場合においても算定できる。

以上

No.17-01